

(2) 類型化された一般取扱所の基準

項目	区分	ボイラー・バーナー			ローリー充填(容器詰換)		容器詰換 (ローリー充填)
		耐火区画	屋内空地	屋上設置			
条文	政令	19条②3号			19条②4号	19条③	19条②5号
	規則	28条の54① 3号			28条の54① 4号		28条の54① 5号
		28条の57②	28条の57③	28条の57④	28条の58②	28条の62③	28条の59②
危険物	4類(引火点 $\geq 40^{\circ}\text{C}$ )			アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等を除く	高引火点(取扱 $100^{\circ}\text{C}$ 未満)	4類(引火点 $\geq 40^{\circ}\text{C}$ )	
倍数	30未満	10未満	10未満	制限なし		30未満	
位置	保安距離	適用除外			必要		適用除外
	保有空地	適用除外	屋内空地3m	3m(設備周囲)	3m or 5m	3m	適用除外
	施設を設ける建築物の構造		壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平屋建に設置(天井は不可)	壁、柱、床、はり、屋根が耐火構造の建築物屋上に設置			
建築物構造	地階	可	可		不可		
	壁	耐火構造(70mm以上RC又は同等以上の強度)	3m未満=耐火(自閉式特防のみ可)	3m未満=耐火(自閉式特防のみ可) ※タンク室(不燃)	不燃(二方以上開放)		H $\geq 2\text{m}$ の塀、壁(不燃以上)
	柱		3m未満=耐火	3m未満=耐火 ※タンク室(不燃)	不燃		不燃
	床			耐火(タンク室)			
	はり			不燃(タンク室)			
	屋根		不燃(上階なし)可				
	上階床	耐火構造					
	窓	禁止		防火設備(タンク室)	防火設備	防火設備or不燃材orガラス	
	出入口	特定防火設備					防火設備
	延焼の恐れのある外壁	自閉式特定防火設備		自閉式特定防火設備(タンク室)			
	他用途区分						
設備	漏洩拡散防止	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に15cm以上の囲い、油分離槽	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝、油分離槽		床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝、油分離槽
	照明・換気等	要		要(キュービクル、タンク室)			要(ポンプ室)
	排出設備	可燃性蒸気等の滞留の恐れ = 要		可燃性蒸気等の滞留の恐れ(タンク室) 要			可燃性蒸気等の滞留の恐れ(ポンプ室) = 要
	防火ダンパー	要					
	避雷設備	10倍以上	不要		10倍以上	不要	不要
	設備固定		要				
	静電気除去	要			要	不要	要
	20号防油堤	容量50%以上、(2以上のタンクの場合、最大タンクの50%+他タンク合計の10%以上)		左記 or しきい			
	安全装置	緊急時、危険物供給自動遮断装置(非常電源は除く)					
その他			設備はキュービクル式に限る			地下専用タンクは3万L以下	